

令和 7 年 3 月

お客さま 各位

豊橋信用金庫

外貨定期預金規定の改定のお知らせ

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫は令和 7 年 3 月 31 日（月）をもちまして非自動継続型外貨定期預金の取扱いを終了させていただくことに伴い、下記のとおり外貨定期預金規定を改定させていただくこととなりました。

なお、改定後の取引規定等は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

誠に勝手ではございますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 改定日

令和 7 年 4 月 1 日（火）

2. 改定する規定

（1）外貨定期預金規定

【次頁へ続く】

3. 改定内容（下線部分が変更箇所）

（１）「外貨定期預金規定から非自動継続型外貨定期預金に係る条項を削除」

「外貨定期預金規定」

改 正 後	改 正 前
<u>I（削除）</u> 1.（取扱店の範囲） 外貨定期預金（以下「この預金」といいます。）は、この預金口座の開設店（以下「当店」といいます。）で預入れ、解約ができます。 2.（取扱日） この預金は、当金庫の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れ、解約ができないことがあります。 3. ～12.（略） 13.（預金の解約） (1) この預金を解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。 (2) 前項の解約手続に加え、この預金の解約の手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。 (3) ～（4）略 (5) 前2項により、この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、この預金の利息の計算方法は、〈後記<u>第18条</u>（利息）〉が適用されるものとします。 (6) ～（8）略 14.（略）	<u>I. 外貨定期預金共通規定</u> 1.（取扱店の範囲） 外貨定期預金<u>規定</u>（以下「この預金」といいます。）は、この預金口座の開設店（以下「当店」といいます。）で預入れ、解約<u>または書替継続</u>ができます。 2.（取扱日） この預金は、当金庫の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れ、解約<u>または書替継続</u>ができないことがあります。 3. ～12.（略） 13.（預金の解約、<u>書換継続</u>） (1) この預金を解約<u>または書替継続</u>するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。 (2) 前項の解約<u>または書替継続</u>の手続に加え、この預金の解約<u>または書替継続</u>の手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約<u>または書替継続</u>を行いません。 (3) ～（4）略 (5) 前2項により、この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、この預金の利息の計算方法は、〈後記<u>Ⅱ外貨定期預金規定第3条（利息）</u>または後記<u>Ⅲ自動継続外貨定期預金規定第4条</u>（利息）〉が適用されるものとします。 (6) ～（8）略 14.（略）

改正後	改正前
Ⅲ. (削除) 15. (自動継続) (1) この預金は自動継続扱とし、証書記載の満期日に前回と同一の期間（以下「預入期間」といいます。）の預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。 ((2) ～ (3) (略) 16. (満期日) (以下略) 17. (満期日前の中途解約) (略) 18. (利息) (1) この預金の利息は、預入日（継続をした場合は継続日）から満期日の前日までの日数について証書表面記載利率（継続した場合は第 <u>15</u> 条第 2 項の利率）によって計算します。 この預金の利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座への入金または元金に組入れて継続します。 (2) (略)	<u>の前日までの日数について解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u> <u>4. (規定の変更)</u> <u>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u> <u>以 上</u> <u>Ⅲ. 自動継続外貨定期預金規定</u> <u>1. (自動継続)</u> (1) <u>自動継続外貨定期預金規定（以下「この預金」といいます。）</u>は自動継続扱とし、証書記載の満期日に前回と同一の期間（以下「預入期間」といいます。）の預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。 (2) ～ (3) (略) <u>2. (満期日)</u> (以下略) <u>3. (満期日前の中途解約)</u> (略) <u>4. (利息)</u> (1) この預金の利息は、預入日（継続をした場合は継続日）から満期日の前日までの日数について証書表面記載利率（継続した場合は第 <u>1</u> 条第 2 項の利率）によって計算します。 この預金の利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座への入金または元金に組入れて継続します。 (2) (略)

改正後	改正前
(3) この預金を第 <u>16</u> 条により満期日前に解約する場合の利息は、預入日（自動継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (4) (略) 19. (適用法令、裁判管轄権) (1) この預金は、本規定によるほか、外国為替に関する法令が適用されるものとします。 (2) この預金ならびに本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。 20. (規定の変更) (略) <u>(2025.4.1)</u>	(3) この預金を第 <u>2</u> 条により満期日前に解約する場合の利息は、預入日（自動継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (4) (略) 19. (新設) 5. (規定の変更) (略) <u>(2024.4.1)</u>

以 上